

## 社会福祉法人 庄内福祉会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくる事によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1 年次有給休暇取得を推進し、一人あたり年間 10 日を推進する。  
(平成 29 年度実績 一人あたり平均 9 日)

【対策】 平成 30 年 6 月 前年度の取得実績の報告  
社内文書による周知、啓発の実施  
平成 31 年 5 月 取得状況の把握、啓発の実施  
平成 32 年 5 月 取得状況の把握、啓発の実施

目標 2 仕事と家庭(子育て)の両立のため、子の看護休暇制度について、  
制度を拡充する。(子の対象年齢の拡大)

【対策】 平成 30 年 9 月 制度の導入、職員への周知  
平成 31 年 3 月 取得状況の把握  
平成 31 年 4 月 制度の啓発